

第20号議案

桶川市重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

桶川市重度心身障害者手当支給条例（昭和47年桶川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

(2) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前			改正後		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分	障害の程度	手当の額(月額)	区分	障害の程度	手当の額(月額)
略			略		
施設に入所している者	第2条各号に規定する者	2,500円	施設に入所している者	第2条各号に規定する者	20歳に達する日の属する月まで 5,000円 20歳に達する日の属する月の翌月以降 2,500円
備考 「施設」とは、法第26条の2第1号若しくは第2号に規定する施設又は障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条第9号に規定する施設をいう。			備考 「施設」とは、法第17条第2号及び第26条の2第1号に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第14条第3号に規定する施設をいう。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月22日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

埼玉県が実施する在宅重度心身障害者手当支給事業に係る補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。